

兵 庫 県

内 水 面 漁 場 計 画 (素 案)

令和4年6月

兵庫県農林水産部水産漁港課

1 漁業権に関する事項

(1) 共同漁業権

ア 公示番号及び漁業権の内容となるべき事項等

方位は真方位を示す。

公示番号	免許の内容となるべき事項						関係地区			類似又は新規漁業権の別
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	市郡	区町	字	
内共第1号	第5種共同漁業	あゆ漁業	5月26日から12月31日まで	川辺郡猪名川町、川西市、伊丹市、尼崎市、大阪府池田市及び豊中市地先（猪名川本支流及び一庫ダムにより拡張された水面の区域）	1 次の点A及びアを結んだ線からB及びCまでを結んだ線までの猪名川本流及び藻川の区域 2 次の点B及びCを結んだ線から上流の区域 3 鎌倉川の区域 4 柏原川の区域 5 槻並川本流の区域。ただし、次の点K及びLを結んだ線から上流の区域を除く。 6 阿古谷川本流の区域。ただし、次の点I及びJを結んだ線から上流の区域を除く。 7 原川本流の区域。ただし、次の点G及びHを結んだ線から上流の区域を除く。 8 野尻川本流の区域。ただし、次の点E及びFを結んだ線から上流の区域を除く。 9 一庫・大路次川本支流の区域と一庫ダムにより拡張された水面の区域。ただし、次の点M及びN、O及びP、Q及びRを結んだ線から上流の区域を除く。 点の位置 A 尼崎市戸ノ内町5丁目地先猪名川本流左岸下流端（神崎川合流点） B 川辺郡猪名川町杉生字唾ヶ平井地先（猪名川本流における1級河川指定区間右岸上流端） C 川辺郡猪名川町杉生字一岩地先（猪名川本流における1級河川指定区間左岸上流端） D 川西市矢間と大阪府池田市古江町の境界線と猪名川左岸との交点 E 川辺郡猪名川町差組字才ノ本地先（野尻川における1級河川指定区間右岸上流端） F 川辺郡猪名川町広根字東山地先（野尻川における1級河川指定区間左岸上流端） G 川辺郡猪名川町原字森脇地先の上原橋（原川における1級河川指定区間上流端）右岸下流基柱 H 川辺郡猪名川町原字森脇地先の上原橋（原川における1級河川指定区間上流端）左岸下流基柱 I 川辺郡猪名川町上阿古谷字宮ノ脇宮下橋（阿古谷川における1級河川指定区間上流端）右岸下流基柱 J 川辺郡猪名川町上阿古谷字宮ノ脇宮下橋（阿古谷川における1級河川指定区間上流端）左岸下流基柱	付記1のとおり	川辺郡川西市伊丹市尼崎市（大阪府）池田市豊中市	猪名川町		類似漁業権
		あまご漁業	3月1日から9月30日まで							
		にじます漁業	1月1日から12月31日まで							
		こい漁業	同上							
		ふな漁業	同上							
		おいかわ漁業	同上							
		うなぎ漁業	同上							
		わかさぎ漁業	同上							
		もくずがに漁業	同上							
		すっぽん漁業	同上							
		てながえび漁業	同上							

					<p>K 川辺郡猪名川町槻並字廣代地先（槻並川における1級河川指定区間右岸上流端）</p> <p>L 川辺郡猪名川町槻並字久保ノ奥地先（槻並川における1級河川指定区間左岸上流端）</p> <p>M 兵庫県と大阪府の境界線と一庫・大路次川右岸との交点</p> <p>N 兵庫県と大阪府の境界線と一庫・大路次川左岸との交点</p> <p>O 兵庫県と大阪府の境界線と田尻川右岸との交点</p> <p>P 兵庫県と大阪府の境界線と田尻川左岸との交点</p> <p>Q 兵庫県と大阪府の境界線と野間川右岸との交点</p> <p>R 兵庫県と大阪府の境界線と野間川左岸との交点</p> <p>ア Aから335度の線と対岸との交点</p> <p>イ Dから229度10分の線と対岸との交点</p>					
内共第2号	同上	あゆ漁業	5月26日から12月31日まで	西宮市、宝塚市、三田市及び神戸市北区地先（武庫川本支流）	<p>次の点A及びBを結んだ線から上流の武庫川本支流の区域。ただし、青野川、山田川、羽束川、荒神川、天王寺川、天神川、逆瀬川及び仁川と、C及びD、E及びF、G及びH、I及びJ、K及びLを結んだ線から上流の区域を除く。</p> <p>点の位置</p> <p>A 西宮市小松南町1丁目武庫川橋右岸下流基柱</p> <p>B 尼崎市大庄西町1丁目武庫川橋左岸下流基柱</p> <p>C 神戸市北区道場町塩田道場橋右岸上流基柱</p> <p>D 神戸市北区道場町塩田道場橋左岸上流基柱</p> <p>E 神戸市北区道場町神戸電鉄八多川橋梁右岸下流基柱</p> <p>F 神戸市北区道場町神戸電鉄八多川橋梁左岸下流基柱</p> <p>G 神戸市北区有野町唐櫃神戸電鉄水無川橋梁右岸下流基柱</p> <p>H 神戸市北区有野町唐櫃神戸電鉄水無川橋梁左岸下流基柱</p> <p>I 神戸市北区有野町唐櫃唐櫃橋左岸上流基柱</p> <p>J 神戸市北区有野町唐櫃唐櫃橋右岸上流基柱</p> <p>K 三田市広野広野橋右岸上流基柱</p> <p>L 三田市広野広野橋左岸上流基柱</p>	-	西宮市 宝塚市 三田市 （旧高平村、旧小野村を除く。） 神戸市	北区	塩瀬町 道場町生野 道場町塩田 道場町道場 道場町日下部 有野町 有馬町	同上
		にじます漁業	1月1日から12月31日まで							
		ふな漁業	同上							
		うなぎ漁業	同上							
内共第3号	同上	あゆ漁業	5月26日から12月31日まで	三田市、丹波篠山市及び宝塚市地先（羽束川本支流）	<p>次の点A及びBを結んだ線から上流の羽束川本支流の区域。ただし、大阪府の区域を除く。</p> <p>点の位置</p> <p>A 宝塚市波豆新大橋右岸下流基柱</p> <p>B 宝塚市波豆新大橋左岸下流基柱</p>	付記2のとおり	丹波篠山市 三田市	後川新田 後川上 後川中 後川下 後川奥 木器 市之瀬 上槻瀬 下槻瀬 波豆川 鈴鹿 下里 酒井 十倉 川原 末吉	同上	
		あまご漁業	3月1日から9月30日まで							
		いわな漁業	同上							
		にじます漁業	1月1日から12月31日まで							
		うなぎ漁業	同上							

							宝塚市		田中 布木 小柿 波豆	
内共第4号	同上	あゆ漁業	5月26日から12月31日まで ただし、斗竜灘漁場においては5月1日から12月31日まで	加古川市、高砂市、加古郡稲美町、小野市、加東市、三木市、多可郡、西脇市、加西市、丹波市及び丹波篠山市地先（加古川本支流及び東条湖の区域）	次の点A及びBを結んだ線から上流の加古川本支流の区域と東条湖の区域。ただし、C及びD、E及びア、F及びG、H及びI、J及びイ、K及びウを結んだ線から上流の区域及び芥田川並びに権現川を除く。 点の位置 A 加古川市山陽電気鉄道加古川橋梁左岸下流基柱 B 高砂市山陽電気鉄道加古川橋梁右岸下流基柱 C 三木市志染町眼鏡橋左岸下流基柱 D 三木市志染町眼鏡橋右岸下流基柱 E 加西市東長町と両月町の境界線と万願寺川支流下里川右岸との交点 F 加西市下道山町大内橋右岸下流基柱 G 加西市下道山町大内橋左岸下流基柱 H 加西市和泉町馬橋右岸下流基柱 I 加西市和泉町馬橋左岸下流基柱 J 加東市と三田市の境界線と東条川右岸との交点 K 三木市美囊川左岸堤防と志染川右岸堤防との交点 ア Eから59度40分の線と対岸との交点（万願寺川支流下里川左岸） イ Jから157度30分の線と対岸との交点（東条川左岸） ウ Kから0度の線と対岸との交点（美囊川右岸）	付記3のとおり	加古川市 高砂市 小野市 加東市 三木市 多可郡 西脇市 加西市 丹波篠山市 丹波市 （市島町、春日町を除く。） 加古郡	稲美町	同上	
		あまご漁業	3月1日から9月30日まで							
		にじます漁業	1月1日から12月31日まで							
		こい漁業	同上							
		ふな漁業	同上							
		うぐい漁業	同上							
		うなぎ漁業	同上							
		わかさぎ漁業	同上							
		もろこ漁業	同上							
		もくずがに漁業	同上							
内共第5号	同上	あゆ漁業	5月26日から12月31日まで	姫路市、神崎郡及び朝来市地先（市川本支流及び生野ダムにより拡張された水面の区域）	次の点A及びアを結んだ線から上流の市川本支流の区域と生野ダムにより拡張された水面の区域。ただし、B及びイを結んだ線から上流C及びDを結んだ線までの市川本流の区域及び黒川ダムえん堤から上流の区域並びに太田滝から上流の区域を除く。 点の位置 A 姫路市香寺町恒屋川左岸堤防と市川本流堤防との交点 B 神崎都市川町屋形初鹿野屋形用水路樋門中央点 C 朝来市生野町小野大橋右岸下流基柱 D 朝来市生野町小野大橋左岸下流基柱 ア Aから124度の線と対岸との交点（市川本流左岸） イ Bから229度の線と対岸との交点（市川本流右岸）	付記4及び5のとおり	朝来市 神崎郡 姫路市	生野町 仁豊野 砥堀 山田町多田 船津町 豊富町御蔭	同上	
		あまご漁業	3月1日から9月30日まで							
		いわな漁業	同上							
		にじます漁業	1月1日から12月31日まで							
		こい漁業	同上							
		ふな漁業	同上							
		うなぎ漁業	同上							
内共第6号	同上	あゆ漁業	5月26日から12月31日まで	姫路市地先（夢前川本支流及び菅生ダムにより拡張された水面の区域）	次の点A及びBを結んだ線から上流の夢前川本支流の区域と菅生ダムにより拡張された水面の区域 点の位置 A 姫路市西日本旅客鉄道姫新線夢前川橋梁左岸下流基柱 B 姫路市西日本旅客鉄道姫新線夢前川橋梁右岸下流基柱	—	姫路市	夢前町 下手野 上手野 田寺 御立 飾西 町田 実法寺 六角	同上	

内共第7号	同上	あゆ漁業	5月26日から12月31日まで	姫路市、たつの市、揖保郡及び宍粟市地先（揖保川本支流及び引原ダム並びに安富ダムにより拡張された水面の区域）	次の点A及びア並びにB及びC並びにD及びEを結んだ線から上流の揖保川本支流の区域と引原ダム及び安富ダムにより拡張された水面の区域 点の位置 A 姫路市網干区余子浜字堀川12番地網干水門北西角（揖保川本流と網干川との分岐点）標柱 B たつの市御津町中川橋右岸下流基柱 C 姫路市網干区中川橋左岸下流基柱 D たつの市御津町元川橋右岸下流基柱 E たつの市御津町元川橋左岸下流基柱 ア Aから257度の線と対岸との交点（揖保川本流右岸）	付記6のとおり	姫路市 たつの市 （新宮町上筋原、新宮町下筋原、新宮町角亀及び新宮町二柏野を除く。） 揖保郡 宍粟市 （千種町、山崎町土万、山崎町塩山、山崎町大沢及び山崎町葛根を除く。）	打越 刀出	網干区 余部区	同上
		あまご漁業	3月1日から9月30日まで							
		さつきます漁業	同上							
		いwana漁業	同上							
		にじます漁業	1月1日から12月31日まで							
		こい漁業	同上							
		ふな漁業	同上							
		おいかわ漁業	同上							
		うぐい漁業	同上							
		うなぎ漁業	同上							
		わかさぎ漁業	同上							
		よしのぼり漁業	同上							
		もくずがに漁業	同上							
		ぬまえび漁業	同上							
		すじえび漁業	同上							
てながえび漁業	同上									
すっぽん漁業	同上									
内共第8号	同上	あゆ漁業	5月26日から12月31日まで	赤穂市、相生市、赤穂郡、佐用郡、宍粟市及びたつの市地先（千種川本支流及び安室ダム並びに長谷ダムにより拡張された水面の区域）	次の点A及びBを結んだ線から上流の千種川本支流の区域と安室ダム及び長谷ダムにより拡張された水面の区域 点の位置 A 赤穂市加里屋新赤穂大橋右岸下流基柱 B 赤穂市加里屋新赤穂大橋左岸下流基柱	付記7のとおり	赤穂市 相生市 赤穂郡 佐用郡 宍粟市 たつの市		千種町 山崎町土万 山崎町塩山 山崎町大沢 山崎町葛根 新宮町上筋原 新宮町下筋原 新宮町角亀 新宮町二柏野	同上
		あまご漁業	3月1日から9月30日まで							
		こい漁業	1月1日から12月31日まで							
		ふな漁業	同上							
		おいかわ漁業	同上							
		うぐい漁業	同上							
		うなぎ漁業	同上							
		わかさぎ漁業	同上							
		もくずがに漁業	同上							
		ぬまえび漁業	同上							
		すじえび漁業	同上							
てながえび漁業	同上									

内共第10号	同上	あゆ漁業	5月26日から12月31日まで	豊岡市、養父市及び朝来市地先（円山川本支流）	次の点A及びBを結んだ線から上流の円山川本支流の区域と楽々浦入江、赤石入江及び豊岡市廃川の区域。ただし、C及びDを結んだ線から上流E及びFを結んだ線までの区域を除く。 点の位置 A 豊岡市気比、港大橋右岸下流基柱 B 豊岡市小島、港大橋左岸下流基柱 C 朝来市多々良木字和谷1201番地に設置した標柱（多々良木川右岸） D 朝来市多々良木字小倉736番地に設置した標柱（多々良木川左岸） E 朝来市多々良木字灰原157番地の11に設置した標柱（多々良木川右岸） F 朝来市多々良木字灰原1139番地の58に設置した標柱（多々良木川左岸）	—	豊岡市 （竹野町を除く。） 養父市 朝来市			同上
		やまめ漁業	3月1日から9月30日まで							
		さくらます漁業	同上							
		あまご漁業	同上							
		にじます漁業	1月1日から12月31日まで							
		ふな漁業	同上							
		うなぎ漁業	同上							
		もくずがに漁業	同上							
内共第11号	同上	あゆ漁業	5月26日から12月31日まで	豊岡市地先（竹野川本支流）	次の点A及びBを結んだ線から上流の竹野川本支流の区域 点の位置 A 豊岡市竹野町竹野538番地の3竹野橋上流右岸の基柱 B 豊岡市竹野町竹野599番地竹野橋上流左岸の基柱	—	豊岡市		竹野町	同上
		やまめ漁業	3月1日から9月30日まで							
		あまご漁業	同上							
		にじます漁業	1月1日から12月31日まで							
		ふな漁業	同上							
		おいかわ漁業	同上							
		うぐい漁業	同上							
		うなぎ漁業	同上							
もくずがに漁業	同上									
内共第12号	同上	あゆ漁業	5月26日から12月31日まで	美方郡香美町地先（矢田川本支流の区域及び入江ダムにより拡張された水面の区域）	次の点A及びBを結んだ線から上流の矢田川本支流の区域と入江ダムにより拡張された水面の区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区七日市矢田橋右岸下流基柱 B 美方郡香美町香住区矢田矢田橋左岸下流基柱	—	美方郡	香美町		同上
		やまめ漁業	3月1日から9月30日まで							
		さくらます漁業	同上							
		いわな漁業	同上							
		にじます漁業	1月1日から12月31日まで							
		こい漁業	同上							
		ふな漁業	同上							
		うなぎ漁業	同上							
もくずがに漁業	同上									
内共第13号	同上	あゆ漁業	5月26日から12月31日まで	美方郡新温泉町地先（岸田川本支流）	次の点A及びアを結んだ線から上流の岸田川本支流の区域 点の位置 A 美方郡新温泉町浜坂岸田川右岸堤防北端（岸田川右岸） ア Aから235度40分の線と対岸との交点（岸田川左岸）	—	美方郡	新温泉町		同上
		やまめ漁業	3月1日から9月30日まで							
		さくらます漁業	同上							

		いwana漁業	同上							
		こい漁業	1月1日から 12月31日まで							
		ふな漁業	同上							
		うぐい漁業	同上							
		おいかわ漁業	同上							
		うなぎ漁業	同上							
		もくずがに漁業	同上							
内共第14号	第1種共同漁業	はまぐり漁業 しじみ漁業	1月1日から 12月31日まで 同上	豊岡市地先 (円山川本流)	次の点A及びBを結んだ線から上流のC及びDを結んだ線までの円山川本流の区域 点の位置 A 豊岡市気比港大橋右岸下流基柱 B 豊岡市小島港大橋左岸下流基柱 C 豊岡市今森円山大橋右岸下流基柱 D 豊岡市九日市円山大橋左岸下流基柱	付記8のとおり	豊岡市 (竹野町、日高町、出石町、但東町及び旧港村を除く。)			同上
内共第15号	同上	あさり漁業	1月1日から 12月31日まで	高砂市地先 (加古川本流)	次の点A及びアを結んだ線から上流のB及びCを結んだ線までの加古川本流の区域 点の位置 A 高砂市高砂町向島公園東護岸南角の防波堤基部 B 加古川市山陽電気鉄道加古川橋梁左岸下流基柱 C 高砂市山陽電気鉄道加古川橋梁右岸下流基柱 ア Aから84度の線と対岸との交点(加古川本流左岸)	同上	高砂市		高砂町	同上
内共第16号	同上	しじみ漁業	1月1日から 12月31日まで	姫路市及びたつの市地先 (揖保川派川中川及び元川)	次の点A及びB並びにC及びDを結んだ線から上流のE及びFを結んだ線までの揖保川派川中川及び元川の区域 点の位置 A たつの市御津町中川橋右岸下流基柱 B 姫路市網干区中川橋左岸下流基柱 C たつの市御津町元川橋右岸下流基柱 D たつの市御津町元川橋左岸下流基柱 E たつの市御津町中島横堰右岸 F たつの市御津町中島横堰左岸	同上	姫路市 たつの市		網干区 余部区 御津町	同上
内共第17号	同上	しじみ漁業	1月1日から 12月31日まで	赤穂市地先 (千種川本流)	次の点A及びBを結んだ線から上流のC及びDを結んだ線までの千種川本流の区域 点の位置 A 赤穂市加里屋新赤穂大橋右岸下流基柱 B 赤穂市加里屋新赤穂大橋左岸下流基柱 C 赤穂市砂子潮止井堰右岸 D 赤穂市南野中潮止井堰左岸	同上	赤穂市			同上

イ 免許予定日 令和5年9月1日
ウ 漁業権の存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

付 記

- 1 にじます漁業は漁場の区域の点D及びイを結んだ線から上流の区域とする。
- 2 千苺羽束川量水えん堤から下流新大橋に至る間は陸釣に限る。
- 3 加東市黒谷地先鴨川えん堤上流における湖及び河川の維持管理又は当該湖及び河川に設置した農業用施設の管理保全のために行なう公共事業の実施については、正当な事由がなければこれを拒んではならない。
- 4 あゆ漁業、あまご漁業、いわな漁業及びにじます漁業は漁場の区域の点A及びアを結んだ線から上流B及びイを結んだ線までの市川本流の区域外に限る。
- 5 生野ダムによる貯水池の維持管理のために行う行為及び当該貯水池における公共事業の実施については、正当な事由がなければこれを拒んではならない。
- 6 引原ダム及び安富ダムによる貯水池の維持管理のために行う行為及び当該貯水池における公共事業の実施については、正当な事由がなければこれを拒んではならない。
- 7 安室ダム及び長谷ダムによる貯水池の維持管理のために行う行為及び当該貯水池における公共事業の実施については、正当な事由がなければこれを拒んではならない。
- 8 増殖に努めなければならない。

(2) 区画漁業権

ア 公示番号及び漁業権の内容となるべき事項等

公示番号	免許の内容となるべき事項						関係地区			個別又は団体 漁業権の別	類似又は新規 漁業権の別
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	市郡	区町	字		
内区第1号	第2種区画漁業	ふな養殖業	1月1日から 12月31日まで	丹波篠山市火打岩字鏝市谷78番 ほか23筆	鏝市ダム貯水池の全区域	—				個別漁業権	類似漁業権
内区第2号	同上	ふな養殖業	1月1日から 12月31日まで	丹波篠山市小坂字居住ノ坪459 番2ほか3筆	佐仲ダム貯水池の全区域	—				同上	同上
		わかさぎ養殖業	同上								
内区第3号	同上	ふな養殖業	1月1日から 12月31日まで	三田市福島字切池796番	福島大池の全区域	—				同上	同上
内区第4号	同上	ふな養殖業	1月1日から 12月31日まで	丹波市徳尾西大杉162番	大杉ダム貯水池の全区域	—				同上	新規漁業権

イ 免許予定日 令和5年9月1日

ウ 漁業権の存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで